

2025 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名	株式会社ガーラ
代表者名	代表取締役グループ CEO キム ヒョンス (コード：4777、スタンダード市場)
問合せ先	取締役 CFO 岡本 到 (TEL. 03-6822-6669)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2025 年 1 月 20 日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第 505 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日、別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

2025 年 7 月 23 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

株式会社ガーラ
代表取締役グループ CEO キム ヒョンス

2025 年 1 月 20 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 505 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 訂正した過年度決算短信等	3
② 過年度決算訂正による業績への影響	3
(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯	6
① 発覚した経緯	6
② 特別調査委員会の構成、調査の目的、調査期間	6
(3) 不適切な会計処理の概要	7
(4) 不適正開示の発生原因	7
① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足	7
② 管理部門の脆弱性	7
③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性	8
④ 役員によるモニタリング機能の不十分性	8
⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化	8
2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況	8
(1) 再発防止に向けた改善措置	8
① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化（1（4）①に対応）	10
② 管理部門の強化（1（4）②に対応）	13
③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化（1（4）③に対応）	17
④ 役員によるモニタリング機能の強化（1（4）④に対応）	20
⑤ 適用する会計基準の統一（1（4）⑤に対応）	21
(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価	23

1. 経緯

株式会社ガーラ（以下「当社」といいます。）は、2024年9月9日付「特別調査委員会の調査報告書の受領及び今後の対応に関するお知らせ」にて公表しました通り、外部調査委員会から「調査報告書」を受領し、同年11月12日に過年度決算の訂正を行いました。訂正した過年度決算及び当該訂正が業績に及ぼす影響額については、以下の通りです。

（1）過年度決算訂正の内容

① 訂正した過年度決算短信等

a. 有価証券報告書

第27期	（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
第28期	（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
第29期	（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
第30期	（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
第31期	（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

b. 四半期報告書

第29期第3四半期	（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
第30期第1四半期	（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
第30期第2四半期	（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
第30期第3四半期	（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
第31期第1四半期	（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
第31期第2四半期	（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
第32期第1四半期	（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

c. 訂正の対象となった決算短信及び四半期決算短信

2023年12月期 決算短信	（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）
2024年12月期 第1四半期決算短信	（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

② 過年度決算訂正による業績への影響

（単位：百万円）

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第26期 (2019年3月期) (※)	売上高	854	854	—	—
	営業利益	△250	△383	△132	△53.0%
	経常利益	△250	△383	△132	△53.0%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△283	△415	△132	△47.0%
	純資産	195	△161	△357	△182.9%
	総資産	765	407	△357	△46.7%
第27期 (2020年3月期)	売上高	412	412	—	—
	営業利益	△273	△395	△122	△44.7%
	経常利益	△287	△410	△122	△42.5%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△432	△445	△13	△3.1%
	純資産	114	△224	△338	△296.8%
	総資産	719	381	△338	△47.0%

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第 28 期 (2021 年 3 月期)	売上高	985	985	—	—
	営業利益	26	146	120	457.3%
	経常利益	93	213	120	128.8%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△131	217	348	265.8%
	純資産	303	303	—	—
	総資産	1,085	1,085	—	—
第 29 期 (2022 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	358	358	—	—
	営業利益	△362	△362	—	—
	経常利益	△292	△292	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△266	△266	—	—
	純資産	389	389	—	—
	総資産	1,163	1,163	—	—
第 29 期 (2022 年 3 月期)	売上高	600	600	—	—
	営業利益	△297	△297	—	—
	経常利益	△220	△220	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△186	△186	—	—
	純資産	438	438	—	—
	総資産	1,047	1,047	—	—
第 30 期 (2023 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	701	701	—	—
	営業利益	136	136	—	—
	経常利益	88	88	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	99	99	—	—
	純資産	1,792	1,792	—	—
	総資産	2,848	2,848	—	—
第 30 期 (2023 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	1,810	1,810	—	—
	営業利益	280	280	—	—
	経常利益	263	263	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	172	183	10	5.9%
	純資産	1,968	1,968	—	—
	総資産	2,860	2,860	—	—

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第 30 期 (2023 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	2,525	2,525	—	—
	営業利益	353	353	—	—
	経常利益	293	293	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	183	193	10	5.6%
	純資産	2,004	2,004	—	—
	総資産	2,872	2,872	—	—
第 30 期 (2023 年 3 月期)	売上高	3,207	3,207	—	—
	営業利益	437	437	—	—
	経常利益	400	400	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	320	330	10	3.2%
	純資産	2,234	2,234	—	—
	総資産	3,023	3,023	—	—
第 31 期 (2023 年 12 月期) 第 1 四半期	売上高	545	545	—	—
	営業利益	△10	△10	—	—
	経常利益	9	9	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	1	1	—	—
	純資産	2,268	2,268	—	—
	総資産	3,085	3,085	—	—
第 31 期 (2023 年 12 月期) 第 2 四半期	売上高	982	982	—	—
	営業利益	△111	△111	—	—
	経常利益	△78	△78	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△71	△71	—	—
	純資産	2,225	2,225	—	—
	総資産	3,559	3,559	—	—
第 31 期 (2023 年 12 月期)	売上高	1,497	1,497	—	—
	営業利益	△296	△296	—	—
	経常利益	△262	△262	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△230	△230	—	—
	純資産	2,014	2,014	—	—
	総資産	3,355	3,355	—	—

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第 32 期 (2024 年 12 月期) 第 1 四半期	売上高	505	505	—	—
	営業利益	△130	△130	—	—
	経常利益	△80	△80	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△106	△106	—	—
	純資産	2,054	2,054	—	—
	総資産	3,384	3,384	—	—

(※) 第 26 期 (2019 年 3 月期) の訂正内容は 2020 年 3 月期訂正有価証券報告書の比較情報の訂正であります。

(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯

① 発覚した経緯

当社は、2023 年 10 月から 2024 年 5 月にかけて、外部機関から、

(1) 当社の連結子会社である Gala Lab Corp. (大韓民国に所在するガーラの在外連結子会社であり、以下「Glab」という。)において 2016 年 3 月期に資産計上が開始された、スマートフォン向け MMORPG アプリケーション「X (モバイル版)」の開発に係る無形固定資産につき、当該資産計上が妥当ではなかった疑義があり、さらにこのような不適切な資産計上には当時のガーラ経営者の意向が強く影響していたのではないかと (以下「X (モバイル版) 資産計上に係る疑義」という。)

(2) Glab は、自社において開発・運営していたスマートフォン向け MMORPG アプリケーション「Y (モバイル版)」に関し、2021 年 1 月に Y (モバイル版) のライセンス及び運営権を K 社に 2,500 百万大韓民国ウォン (以下「KRW」という。)で譲渡した上、2022 年 4 月にこれを同社から 2,000 百万 KRW で再取得していたところ、当該譲渡の当初から再取得の約束があった疑いがあるなど一連の取引には不自然な点が窺われ、その会計処理が適切ではなかった疑義がある (以下「Y (モバイル版) 譲渡・再取得に係る疑義」という。)

といった、当社の過年度連結財務諸表に関する疑義についての指摘を受けておりました。

そこで当社は、2024 年 5 月 30 日、当社から独立した立場の専門家による客観的な調査を実施する必要があると判断し、特別調査委員会を設置して上記疑義 (以下、X (モバイル版) 資産計上に係る疑義及び Y (モバイル版) 譲渡・再取得に係る疑義を併せて「本件疑義」という。)についての調査 (以下「本件調査」という。)を委嘱いたしました。

② 特別調査委員会の構成、調査の目的、調査期間

a. 特別調査委員会の構成

委員長 井上 寅喜 (公認会計士 株式会社アカウンティング・アドバイザー)

委員 伊藤 菜々子 (弁護士 岩田合同法律事務所)

委員 武藤 雄木 (弁護士・公認会計士 岩田合同法律事務所)

b. 調査の目的

特別調査委員会は、以下の事項等につき当社から委嘱を受け、本件調査の目的としました。

- ・ 本件疑義に係る事実関係の調査
- ・ 本件疑義に類似する事象の有無の調査
- ・ 本件疑義 (及びこれに類似する事象) による連結財務諸表への影響額の算定
- ・ 本件疑義 (及びこれに類似する事象) の原因分析、再発防止策の提言
- ・ その他、当委員会が必要と認めた事項

c. 調査期間

特別調査委員会は、特別調査委員会が設置された 2024 年 5 月 30 日から同年 9 月 6 日まで本件調査を実施し、その間、23 回にわたり委員会を開催して委員及び調査補助者間での議論を実施いたしました。

（３）不適切な会計処理の概要

本件調査の結果、判明した不適切な会計処理の概要は以下の通りです。

Glab は、2015 年 12 月 17 日付の Glab の理事会で X（モバイル版）の開発承認がなされた後、X（モバイル版）の開発に係る費用について、2016 年 3 月期から 2020 年 3 月期にかけて資産（ソフトウェア）に計上しておりました。

この点、X（モバイル版）につき自社利用のソフトウェアとして資産計上を開始するに当たっては、①将来収益の獲得が確実であると認められる状況であるかどうかに加え、②それを客観的に立証しうることにしても検討が必要であったにもかかわらず、2015 年 12 月 17 日付けで Glab の理事会に提出した X（モバイル版）将来見積りが存在することなどに照らしても、資産計上開始時点で上記①、②について当社において十分に検討されていたものとは認められず、そのため、将来収益の獲得が確実であることが立証されたという自社利用のソフトウェアとしての資産計上要件を満たしていたとはいえ、自社利用のソフトウェアとして資産計上すべきではありませんでした。

なお、Y（モバイル版）譲渡・再取得に係る疑義については、調査報告書において、当社の会計処理は否定されず訂正は不要とされました。

（４）不適正開示の発生原因

不適正開示の発生原因は、以下のとおりであります。

① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足

X（モバイル版）の会計処理については、①その制作には多額の開発費が発生することが見込まれていたこと、②ゲームの開発費の資産計上時期の判断は事業計画の確度などの見積もりの要素が大きく、特に「研究開発費等に係る会計基準」は 1999 年に策定されたもので 2015 年当時においても経済・技術環境に合致していないところが少なくなく、各社における実態判断が必要になる状況であったことから、難しい会計上の判断が求められるにもかかわらずゲームの開発費に関する会計方針が当社グループには存在していませんでした。また、当社の 2016 年 3 月期における経理体制は、経理責任者が 2016 年 3 月に退職したため経理責任者が不在の状況となったことから、連結精算表や決算書類の作成業務については外部に委託しており、CFO 含む経営陣が会計基準に係る判断を主体的に行っておりませんでした。

このような状況にあったのであれば、経営陣は会計処理上の判断を誤る可能性が相対的に高いものと認識し、会計の専門家を採用するなど経理部門の体制強化を検討すべきでありました。このような経営陣の重要な会計論点の理解や会計基準等の遵守に向けた認識の不足が、特に X（モバイル版）の開発費の不適切な資産計上を防ぐことができなかった原因の一つであると考えられます。

② 管理部門の脆弱性

2016 年 3 月期において、当社の管理部門は、経理責任者 1 名に加え経理担当者が 1 名から 2 名おり、経理責任者は主に、連結決算・開示を行っており、経理担当者は、主に個社の決算（日常的な仕訳計上や決算整理仕訳の計上）を行っておりました。また、Glab の経理部門は、連結決算を行っておらず、単体決算のみの業務であることから従来から 3 名程度で行っておりました。このように当社及び Glab の経理部門の体制について、限られた人数で行っており、また、経理責任者は、ゲームの開発費の資産計上の可否を判断する際に検討すべき会計基準に精通しておらず、X（モバイル版）の資産計上の可否については主体的に検討・判断することなく監査法人の指示に従っておりました。また、事業部門である Glab が、X（モバイル版）の資産計上時に、収益獲得確実性を立証する資料として事業計画や予算等を取締役会に提出していましたが、当社経理部門は、会計的専門知識や体制構築が不足していたことから、これらの事業計画が、会計基準で要求される収益獲得確実性を立証するものか、事業部門と必要な議論を行い検証することができず、ひいては不適切な資産計上につながりました。以上のとおり、当社の経理部においては質的・量的に十分な体制が構築されていませんでした。そのため、会計論点について十分に検討を行い、会社の会計方針についてのルール（ポジションペーパーや会計方針書）を作成することや、適切な証憑（資産計上の妥当性を主張するための適切な証拠）を残すことが出来なかった可能性があり、経理体制としては、十分ではなかったと考えられます。

また、「⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化」とおり、複数の会計基準が混在することにより会計監査・内部統制監査も複雑化していると考えられます。

内部統制監査については、複数の会計基準が混在することに加え、当社は東京証券取引所に上場しているものの、主たる子会社である Glab は韓国の会社であることから、当社の日本における管理部門としての機能と、在外子会社の管理部門との連携も含め、海外子会社と十分に連携を行う体制が構築できているかを確認する体制を備える必要があると考えられますが、現状、内部監査室 1 名及び外注先により評価を行っております。そのため、当社のビジネス内容や経理業務の理解を深めた外部の専門家を活用した社内体制を整備する必要があると考えられます。

③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性

当社は、ゲーム制作等の開発プロセスにおいて、会計上要求される論点を整理したうえで判断基準の社内ルールを定め、当該ルールに基づき会計処理を行うべきでしたが、このような社内ルールが存在していませんでした。具体的には、自社利用ソフトウェアに係る資産計上の開始時点は、①将来の収益獲得が確実であること又は費用削減が確実であることが認められる状況になった時点であり、②そのことを立証できる証拠に基づいて決定しますが、その判断基準は社内では整理されておらず、都度経理担当者により判断されており、その判断プロセス自体も、X（モバイル版）の資産計上においては、十分適切に実施されていない状況でした。具体的には、最終的な成果物や販売計画が定まらないまま進行しており、相当程度の不確実性が存在していたにもかかわらず、提示された予算及び将来計画に関して、十分な議論が実施された形跡が認められませんでした。

また、ソフトウェア開発において、企画内容や予算、成果物やコスト発生状況を含む開発状況のモニタリングが適切なタイミングで十分に行われておりませんでした。これにより開発費の実績集計や超過状況の確認、開発内容の変更に合わせて将来事業計画等の見直しが適切に議論された形跡は認められませんでした。

契約関係の整理については、特別調査委員会から以下の指摘を受けており、契約関係が十分に整理されていない状況も本事案の発生原因の一つと考えております。Glab が自社において開発・運営していた Y（モバイル版）に関し、2021 年 1 月に当該アプリケーションのライセンス及び運営権を 227,500 千円で取引先に譲渡した上、2022 年 4 月にこれを同社から 208,000 千円で再取得した一連の取引について、2022 年 4 月 1 日付解約合意書によれば、同年 3 月 31 日をもって Y（モバイル版）の一切（二次的著作物作成権を含む。）を Glab に譲渡する旨が定められているものの、同年 4 月 1 日で Y（モバイル版）が譲渡される旨の口頭での合意に基づき、会計処理としては 4 月 1 日付で買戻したものととしてソフトウェアとして計上する処理がなされており、特別調査委員会の調査報告書において、当該会計処理は否定されていないものの、解約合意書を訂正する内容の覚書等は存在しない旨の指摘を受けております。

当社は、契約書は原則として顧問弁護士による法務レビューが行われているのに対して、Glab では、顧問弁護士が存在せず、契約書の法務レビューが適切に行われていなかったことが原因の一つであると考えられます。

④ 役員によるモニタリング機能の不十分性

X（モバイル版）の資産計上の可否に関して、2016 年 3 月期において、経理責任者は取締役ではなく、会計論点について、取締役会で議論・モニタリングが行われておりませんでした。また、X（モバイル版）の資産計上については、2015 年 11 月に経理責任者が監査法人に会計処理について相談した以降、当社と監査法人の間で会計上の重要論点とされており、経理責任者及び当時の代表取締役との間でも資産計上の可否について議論した記録が残っておりませんでした。そのため、本事案については、取締役会の議題に上らず、他の役員においても 2016 年 3 月期の決算において、X（モバイル版）の資産計上の可否が会計上の重要論点という認識はなかったことが、本事案が取締役会の中で議論・モニタリングが実施されていなかった理由であると考えられます。

⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化

当社グループが適用する会計基準は、当社及び国内子会社は、日本基準を適用し、海外子会社は、IFRS 及び実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）を適用しております。このようにグループ内で複数の会計基準が混在していたことも、会計処理上の判断をより複雑にさせた一因と考えられます。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況

（１）再発防止に向けた改善措置

【改善報告書に記載した改善策】

再発防止に向けた改善措置は、以下のとおりであります。なお、改善措置の全体的な進捗管理については、キム ヒヨンス代表取締役及び CFO が実施していきます。具体的な進捗管理の方法は、実施主体から定期的に報告を受け、CFO と CEO とのミーティングで確認するとともに、グループ戦略会議で進捗報告を行っていきます。
--

【実施・運用状況】

当社は、再発防止に向けて、下記のとおり、再発防止策の策定及び改善措置の進捗管理を行ってまいりました。進捗管理は、主管部門である当社管理部門・Glab 管理部門等から CFO に再発防止策の実施の都度、報告を受け、CFO と CEO とのミーティングで確認するとともに、グループ戦略会議で進捗報告を行い、監査役や社外取締役にも議事録の形で都度情報共有を行ってまいりました。今後も四半期に 1 度の頻度でグループ戦略会議において、再発防止策の進捗管理を行ってまいります。

開催日	会議体	協議事項
2024 年 10 月 15 日	CEO-CFO MTG	再発防止策策定に係る進め方の確認、スケジュール確認
2024 年 10 月 21 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る役員アンケートの分析
2024 年 10 月 21 日	グループ戦略会議	再発防止策策定に係る進め方の確認
2024 年 10 月 23 日	取締役会	再発防止策についての議論
2024 年 10 月 30 日	取締役会	再発防止策についての決議
2024 年 12 月 2 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る規程案（取締役会規則改定案、予算管理規程改定案）の確認、進捗状況の確認
2024 年 12 月 9 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る規程案（取締役会規則改定案、予算管理規程改定案）、再発防止策に係るルール案（ゲーム開発等に係る資産計上及び研究開発費に係る会計方針、開発プロセス管理規程）の確認、進捗状況の確認
2024 年 12 月 16 日	CEO-CFO MTG	規程案の確認、進捗状況の確認
2024 年 12 月 18 日	取締役会	再発防止策に係る規程（取締役会規則改定案）についての議論、再発防止策に係る規程（予算管理規程改定案）についての決議
2024 年 12 月 24 日	取締役会	再発防止策に係る規程（取締役会規則改定案）についての決議
2025 年 1 月 20 日	グループ戦略会議	改善報告書の内容について共有
2025 年 1 月 28 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係るルール案（契約管理に関するルール）の確認
2025 年 2 月 3 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係るルール案（契約管理に関するルール）の周知
2025 年 2 月 17 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る進捗状況の確認
2025 年 5 月 12 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る進捗状況の確認
2025 年 5 月 19 日	CEO-CFO MTG	再発防止策に係る進捗状況の確認
2025 年 5 月 19 日	グループ戦略会議	再発防止策に係る進捗状況の報告
2025 年 7 月 7 日	CEO-CFO MTG	改善状況報告書ドラフトの内容確認

① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化 (1 (4) ①に対応)

【改善報告書に記載した改善策】

・取締役会における重要な会計論点の議論

取締役自身が重要な会計論点について、理解を深め、十分に議論を行った上で意思決定を行うプロセスを構築いたします。重要な会計論点について理解を深めていく具体的な方法としては、会計上の重要論点（例えば重要な減損損失の計上、繰延税金資産の回収可能性）については、取締役会での報告事項とし、取締役会の資料において、「論点の概要、会計基準、当てはめ、結論」を分かりやすく記載することにより会計の専門家でない役員も理解できるようにしていきます。当該資料は主に公認会計士の資格を有している CFO が作成し、作成に当たっては、監査法人に相談することや必要に応じて外部の会計専門家のレビューにより正確性を担保していきます。

(主管部門)

取締役会

全体の取りまとめはキム ヒヨンス代表取締役が行い、実務的な運営は CFO が行っていく予定です。

(スケジュール)

2024 年 12 月の取締役会で取締役会規則を改定し、重要な会計論点について報告するプロセスを構築いたしました。2025 年 2 月の取締役会から重要な会計論点について、十分な議論を行うことを予定しております。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知しております。

【実施・運用状況】

(取締役会規則の改定)

2024 年 12 月 24 日開催の取締役会において、取締役会規則を改定し、会計上の重要論点に係る事項を取締役会での報告事項といたしました。

具体的には、以下の項目については、取締役会の資料において、「論点の概要、会計基準、当てはめ、結論」を分かりやすく記載することにより「経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識」を高め、重要な会計論点について、会計の専門家でない役員も理解を深めていけるように規程の改定を実施いたしました。

ア 連結範囲の変動（子会社・関連会社）

イ 重要な会計方針の変更

ウ 新規ビジネスに係る新たな収益認識基準の適用（重要なもの）

エ 重要な会計上の見積り

オ 重要な固定資産の減損損失の検討結果

カ 重要な繰延税金資産の回収可能性の検討結果

キ 重要な自社制作ソフトウェアの資産計上

ク 新規ビジネスに適用する会計論点

ケ その他重要な会計論点（主に有価証券報告書の連結財務諸表及び注記事項として掲記される事項のうち重要なもの）

なお、上記項目は、主に有価証券報告書の連結財務諸表及び注記事項として掲記される事項のうち会計上の重要論点となりうる項目を選定しております。

また、当該規程については、ポータルサイトへの掲載及び従業員がアクセスできる社内規程ファイルサーバに格納いたしました。

(取締役会における重要な会計論点の議論)

2025 年 2 月 14 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期の会計上の重要論点として、「連結子会社ののれんの減損損失の計上」について報告を行いました。当該論点については、事前に CFO 及び当社顧問（2 (1) ② 管理部門の強化・当社における管理部門体制の強化 参照）が監査法人と議論を行い、のれんの減損損失の計上について監査法人と合意を得ました。次に CFO が取締役会資料を作成し、当社顧問のレビューにより正確性を担保した上で、取締役会において報告を行いました。当該取締役会では、CFO が以下のとおり、論点の概要、会計基準及び当社への当てはめを行い、のれんの減損損失の計上が適切であることについて、補正後の予算を合理的であると判断した理由を明確にした上で、丁寧に説明いたしました。

(論点の概要)

連結子会社 2 社の 2024 年 12 月期の業績について、予算と実績が大きく乖離しており、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、取締役会で承認された事業計画から一定の補正を行う必要があり、のれんの減損損失が生じること。

(会計基準)

取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、外部要因・内部の情報と整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る

(当てはめ)

将来キャッシュ・フローは、不確実性が高い項目については、過去の実績率等から実現可能性が高い数値に一定の補正をした上で見積を行い、割引後将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含むより大きな単位での資産グループの簿価を下回るためののれんの減損計上を行う。

このように、今回の取締役会規則の改定により、重要な会計論点を取締役会で議論する土俵に上げることを制度化した上で、経営陣が会計処理の理解を深めることを通じて適切な会計処理が行われているかどうか各役員がモニタリング機能を発揮できるようにするという目的を達成いたしました。引き続き、取締役自身が重要な会計論点について、理解を深め、十分に議論を行える体制を継続してまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

・経理部門の十分な人員体制のための予算の計上

経営陣は会計基準の遵守の重要性を認識し、経理部門の十分な人員体制の構築及び会計専門家等の外部リソースの活用に必要なコストが生じることを理解し、適切な人員体制を整えるために必要な予算を計上いたしました。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2024年12月の取締役会で2025年12月期の予算について承認されました。

【実施・運用状況】

(経理部門の十分な人員体制のための予算の計上)

2024年12月18日開催の取締役会において、2025年12月期の予算についての承認決議を行いました。当該予算では、当社においては、会計専門家として外部の公認会計士2名と顧問契約に係る予算計上が承認されました。また、Glabにおいて、管理部門強化のために新たに採用するIFRSの実務経験者1名の人件費の計上がされた予算が承認されました。

・経営者ディスカッション

いままで年2回程度(監査計画策定時・年度末)で行われていた経営者ディスカッション(代表取締役・CFOと監査法人とのディスカッション)を四半期ごとに実施し、会計基準の遵守の重要性や経理体制について十分な意見交換を実施いたします。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2024年12月期第3四半期の期中レビューから実施しており、経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識及び当社グループ管理部門の体制構築の状況を含めディスカッションを行っております。

【実施・運用状況】

以下のとおり、監査法人との経営者ディスカッションを実施し、会計基準の遵守の重要性や経理体制について十分な意見交換をし、監査法人からも要請のあった、経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の向上、管理部門の人員体制の強化に応じていくことにより、改善効果を得ることができました。

開催日	参加者	主な議題及び概要
2024年10月23日 ※1	監査法人 Ks Lab. 代表社員2名 当社取締役 CFO	(再発防止策の状況) 全体的な再発防止策の内容についての協議 (経理部門の体制) 経理部門体制強化についての考え方の共有 及び顧問契約の締結についての説明
2024年11月6日	監査法人 Ks Lab. 代表社員2名 当社代表取締役グループ CEO 当社取締役 CSO 当社取締役 CFO	(会計基準の遵守の重要性について) 会計基準の遵守の重要性をどのように考えているか (経理体制の構築状況) 当社及びGlabの経理体制をどのように強化していくか (再発防止策の実施状況)

		再発防止策の進捗状況の報告
2025 年 1 月 22 日 ※ 2	監査法人 Ks Lab. 代表社員 2 名 当社取締役 CFO 当社顧問 2 名	(期末決算の進捗状況) 決算スケジュールについての協議 (再発防止策の状況) 再発防止策に係る社内規程の改定やルール 新設に係る運用状況等の共有
2025 年 1 月 25 日 ※ 2	監査法人 Ks Lab. 代表社員 2 名 当社取締役 CFO 当社顧問 2 名	(のれんの減損損失) 2024 年 12 月期の重要な会計論点であるの れんの減損損失について
2025 年 5 月 8 日	監査法人 Ks Lab. 代表社員 2 名 当社代表取締役グループ CEO 当社取締役 CSO 当社取締役 CFO 当社顧問 2 名	(会計基準の遵守の重要性について) 継続して会計基準の遵守の重要性の認識を 高めていくことの確認 (経理体制の構築状況) 当社とコア支店の連携を強化 (新 J-SOX 対応) 改定内部統制実施基準への対応状況
2025 年 7 月 14 日	監査法人 Ks Lab. 代表社員 3 名 当社代表取締役グループ CEO 当社取締役 CSO 当社取締役 CFO 当社顧問 1 名	(経理体制の構築状況) 決算業務のステップの整理と時間把握を実 践

※ 1：当社代表取締役グループ CEO と監査法人 Ks Lab. 代表社員 2 名とのディスカッションを別途
2024 年 11 月 6 日に予定していたため、当社代表取締役グループ CEO は不参加

※ 2：決算の進捗状況やのれんの減損損失という会計技術的な事項を議題としたため当社代表取締役グ
ループ CEO は不参加

【改善報告書に記載した改善策】

・他社会計事例における研修会

証券取引等監視委員会が毎年公表している「開示検査事例集」のうち、当社に関連する重要な会計
論点をコンプライアンス委員会による研修の 1 つとして、CFO が経営陣に共有し、会計基準の遵守の
重要性についての認識を深めます。なお、経営陣の会計基準の遵守の重要性について認識が深まった
か否かについては、研修後、速やかにアンケートを実施し、確認していくことを予定しております。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2025 年 3 月のコンプライアンス研修から実施し、毎年 1 回実施いたします。

【実施・運用状況】

(他社会計事例における研修会)

2025 年 3 月 28 日にコンプライアンス委員会による研修の 1 つとして、証券取引等監視委員会が毎年
公表している「開示検査事例集」のうち、当社に関連する重要な会計論点について CFO が研修講師を担
当して研修を行いました。

研修では、小売業において、店舗に配賦すべき本社経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該
店舗の経費を適正額より過少に計上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避したケース
や、不採算子会社等の連結範囲からの除外により利益を過大計上していたケース、将来にわたって事業
活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」とい
う。）が存在しているにもかかわらず、不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとし
て、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載していないかったケースを紹介し、それぞれ、会計基
準がどのように規定されているか、どのように会計処理すべきだったかを説明いたしました。

また、当該研修により、経営陣の会計基準の遵守の重要性について認識が深まったか否かについて
は、研修後、アンケートを実施いたしました。アンケート設問項目及び結果（各項目の点数は全従業員の
平均点）は以下のとおりです。

(1) 対象者 全取締役 (14 名)、全監査役 (3 名)

(2) 実施方法 アンケート (記名式)

(3) 実施時期 2025 年 3 月

(4) アンケート項目

1. 会計基準遵守への意識の高まり

2. 開催方法・頻度の適切性

3. その他

設問ごとに5段階（※）で評価する方式とし、各項目に自由コメント欄を設けています。

（※）①5点（非常に適切である）、②4点（適切である）、③3点（やや不十分である）、④2点（不十分である）、⑤1点（適切ではない）

（5）アンケート結果

1. 会計基準遵守への意識の高まり 4.1点

2. 開催方法・頻度の適切性 3.8点

3. その他

アンケートにおける主な意見は以下のとおりです。

- ・年2回の開催が望ましい
- ・会計不正事例が生じた会社の取締役・取締役会としてどのような問題があったのか等の考察も必要
- ・監査法人からの意見、提案等ももらう形で研修または意見交換もよいのではないか
- ・会計基準遵守の観点のみでなく、コンプライアンスについて当社の実情に於ける課題、改善すべき点など役員の意見交換する機会も必要
- ・KPI・業績連動報酬に「会計基準遵守」の要素を組み込む（財務報告の適正性や内部統制評価などを役員評価に反映）
- ・会計基準違反によるリスクを理解し、取締役会としてとるべき行動、どのようなことを怠ると善管注意義務違反に問われるかなど、取締役・取締役会としてのあるべき対応を学ぶ中で会計基準遵守の意識を高めることが必要ではないか。

アンケート結果を踏まえて、今後、研修の頻度（年2回の開催）、開催形式（ディスカッション形式等）、内容（当社のコンプライアンスにおける課題、会計不正事例における他社取締役会の問題点等も取り入れる）をアップデートしていき経営陣の会計基準の遵守の重要性について認識を高めるための研修を継続して実施してまいります。

② 管理部門の強化（1（4）②に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

- ・自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルール の策定

ゲーム開発等における資産計上ルール（IFRS 上の資産計上に係る規定及び日本基準上の自社利用ソフトウェアの資産計上に係る規定、並びに実務対応報告第18号を踏まえた会社としての資産計上ルールの策定）、研究開発費計上の会計方針（日本基準における研究開発費の範囲を策定）について、外部の公認会計士2名を活用し社内ルール（会計方針書）を2024年12月に作成し、監査法人Ks Lab.による妥当性の確認を実施いたしました。その上で、今後は、当該ルールに従って会計処理を行っていきます。

ゲーム開発等における資産計上ルールの対象となる開発等は、以下の開発について適用いたします。

- ・Glabによるゲーム開発
- ・Glabによるメタバース開発
- ・Gala Mix Inc.によるアプリ開発
- ・ROAD101 Co., Ltd.による新しい技術開発

なお、当社グループのゲーム開発等における資産計上に係る会計方針は、CBT（クローズドβテスト）後の追加開発でかつ、事前のテストマーケティングの結果等の外部証拠に基づきある程度の収益化は確実と見込まれる場合のみ資産計上するものとします。具体的には、CBTの結果（リテンションレート等の主要な評価指標の予測数値と実績数値）について代表理事、開発部門長及び開発実務担当者が参加するCBT評価会議を実施し、評価を行うとともに、事前のテストマーケティングの結果などの外部証拠に基づき、将来の収益獲得が確実であると認められた場合にCBT後からリリースまでの追加開発について、資産計上を行うものとします。将来の収益獲得が確実であると認められるかどうかについては、プロジェクトごとに適用する評価指標が異なり、評価指標の要求水準をどの程度とするか、また、予測数値と実績数値を比較した上でどの程度の乖離が許容されるか等の数値基準を設定することは困難であることから、数値基準は設定しておりません。但し、開発責任者が個々のプロジェクトごとに過去の経験等から一定の評価指標を設定し、原則として予測数値と同水準又は一定程度上回る実績結果が得られ、事業計画の実現可能性が担保されリリース出来ると判断した場合は、将来の収益獲得が確実であると判断するものいたします。当該CBT評価会議の議事録は、Glabの管理部門が事務局となり会計証憑として写しを保管し、その妥当性については、Glabの監査人であるBD0 Sunghyun LLC及び当社の会計監査人である監査法人Ks Lab.のレビューを受けることにより担保してまいります。

また、社内ルールの策定については、上記の資産計上に係る社内ルールにとどまらず、今後は、必要に応じて、会計基準の適用についての文書化を行ってまいります。

(主管部門)
当社管理部門・Glab 管理部門
(スケジュール)

社内ルール（会計方針書）の作成を 2024 年 12 月に作成し、監査法人 Ks Lab. による妥当性の確認が完了いたしました。2024 年 12 月期の決算より当該社内ルールに従った運用を開始いたします。また、社内ルールについては、韓国語版を作成し、当社及び子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知いたします。

【実施・運用状況】

(自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルールの策定)

改善報告書に記載のとおり、2024 年 12 月に「自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルール」について、日本語版及び韓国版を策定し、当社及び子会社のポータルサイト（掲示板）に掲載するとともにメールで周知し、また、従業員がアクセスできるフォルダ等に格納しいつでも閲覧可能にしました。

(自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルールの運用)

当該ルールは、2024 年 12 月期の決算から適用しております。また、当該ルールでは、ソフトウェアの資産計上開始時点、すなわち将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められた時点は、CBT（クローズド β テスト）の結果に基づき、CBT 評価会議により、将来の収益獲得が確実と認められた時点と定めておりますが、2024 年 12 月期及び 2025 年 12 月期第 1 四半期は、Glab 及び Glab 以外の子会社において CBT 段階まで至った開発案件が発生しなかったため資産計上となる自社利用ソフトウェアの案件は発生いたしませんでした。今後、CBT 段階に至った開発案件が生じた場合には、CBT 評価会議の検証結果をもとに CFO 及び管理部門が収益性について確認していきます。

【改善報告書に記載した改善策】

・当社における管理部門体制の強化

当社の管理部門体制については、現在、CFO、連結・開示担当者 1 名、経理担当者 1 名、人事担当者 1 名の 4 名体制に加えて、外部の公認会計士 2 名と財務・経営戦略策定支援業務に係る顧問契約を締結し外部リソースを活用いたします。

顧問契約の内容は、以下の通りであります。

- ・会計支援業務
- ・内部統制監査支援業務（J-SOX 監査対応を含む）
- ・税務顧問業務
- ・その他、CFO 業務を遂行するにあたり必要と認められる業務

具体的には、社内で作成した会計上の論点についての検討資料、連結精算表、会計根拠資料及び開示資料等について、外部の公認会計士によるレビューを実施いたします。現状、社内で会計資料の作成と承認を別の者が行う体制をとっていますが、減損検討資料等の一部の資料は CFO が作成を行っていました。今後は、顧問契約による外部の公認会計士のレビューが行われ、会計処理の正確性・妥当性をより担保してまいります。外部顧問の関与状況は、週次のグループ戦略会議、CEO-CFO のミーティングに出席してもらい、事業の内容を共有するとともに、決算業務の都度、ミーティングやメールで連携してまいります。今後、会計基準変更等の情報のキャッチアップは経理部門で勉強会を実施することにより行い、基準変更等により社内ルールの変更作業が発生した場合、ポジションペーパー等の作成は社内で行い、レビューは外部顧問が実施し、正確性を担保していきます。なお、経理人員の補充ではなく、外部リソースを活用することに至った経緯は、人材採用に係る時間を短縮し、当社グループの管理部門の強化を早急に行う観点から、外部リソースを活用することにいたしました。また、公認会計士 2 名が上記資料のレビュー等を行うことにより、資料の正確性が担保されることから、当社の経理体制が質的・量的に十分であると判断いたしました。

(主管部門)
当社管理部門
(スケジュール)

2024 年 12 月に顧問契約を締結いたしました。

【実施・運用状況】

改善報告書に記載のとおり、2024 年 12 月に外部の公認会計士 2 名と財務・経営戦略策定支援業務に係る顧問契約を締結いたしました。当該顧問に以下の通り関与していただき、ミーティングの出席や決算資料のレビューのみならず、ミーティングにおいて新規ビジネスに係るリスク面のアドバイスや新規の法律顧問弁護士の紹介、IFRS 導入における外部アドバイザー会社の選定におけるアドバイスを受けており、また、J-SOX においては、「② 管理部門の強化（1（4）②に対応）・内部監査（J-SOX）」に記載

のとおり、J-SOX 資料のレビューや監査法人対応に伴う J-SOX 文書の精緻化を通じて管理部門体制の強化への貢献を得ております。

- ・ 週次のグループ戦略会議の出席
- ・ 週次の CEO-CFO のミーティングの出席
- ・ 監査法人との決算ミーティングや経営者ディスカッションへの出席
- ・ 決算サポート資料のレビュー
- ・ 決算開示資料のレビュー
- ・ J-SOX 資料のレビュー
- ・ J-SOX 監査法人対応
- ・ 取締役会資料（会計上の重要論点）のレビュー
- ・ IFRS 導入に係る検討

【改善報告書に記載した改善策】

- ・ Glab における管理部門体制の強化

Glab においては、経理責任者 1 名、経理担当者 2 名の現体制に加えて IFRS の実務経験者 1 名を採用し、IFRS に従った会計基準の適用について自主的に判断できるようにいたします。また、Glab 管理部門の人員 4 名を当社のコリア支店に異動し、子会社の経理及び管理業務を一貫で管理する体制を構築する予定です。当社コリア支店管理部門の業務内容は、当社グループ会社（韓国子会社）の経理・人事業務及び当社コリア支店の経理・人事業務を行います。当社管理部門と当社コリア支店管理部門は、週次で開催されるウィークリーミーティングを行い、連携を密に行っていきます。これにより、当社の管理部門と在外子会社の管理部門との連携が強化されることで、海外子会社と十分に連携を行う体制が構築できると判断しております。

（主管部門）

Glab 管理部門

（スケジュール）

複数の韓国上場会社での IFRS の実務経験者を 2025 年 1 月に採用いたしました。また、Glab 管理部門の人員の当社コリア支店への異動は 2025 年 4 月を予定しております。

【実施・運用状況】

改善報告書に記載のとおり、Glab においては、2025 年 1 月に IFRS の実務経験者 1 名を採用いたしました。また、2025 年 4 月に韓国連結子会社（Glab、Gala Mix Inc. 及び ROAD101 Co., Ltd.）の経理及び管理業務（人事・総務等を含む）を一貫で管理すること及び管理業務における当社との連携強化を目的として Glab 管理部門の人員 4 名を当社のコリア支店に異動いたしました。

この異動により、当社コリア支店は、韓国子会社の経理及び管理業務を一貫で管理し、韓国子会社から役務提供の対価を得てシェアードサービスとして提供することで、より責任をもってバックオフィス業務を担うことが可能となりました。

また、連携強化の面で以下の改善効果を得ることが出来ました。当社管理部門と当社コリア支店管理部門は、週次で開催される当社グループ CEO、CSO、CFO 及び当社顧問が出席する CEO-CFO のミーティングに日本語でのコミュニケーションが可能な当社コリア支店の IFRS の実務経験者 1 名が出席することにより当社及び海外子会社の日々の会計上の課題等を共有・議論しております。また、日常的な資金繰り表等の提出資料の記載方法の確認の他、決算作業の進め方、連結 PKG の記載内容の確認について、適時、web 会議やチャット、メールで連携を密に行っております。このように従来は、メールや韓国人担当者同士の電話が中心だったコミュニケーションから日本語での web 会議やチャットのコミュニケーションを随時行えるようになったことから海外子会社管理を行っている当社コリア支店と当社の管理部門の連携が十分に行われることにより、当社は、海外子会社管理を適切に行う体制をより強化いたしました。

【改善報告書に記載した改善策】

- ・ 内部監査（J-SOX）

内部監査（J-SOX）については、現状の内部監査室 1 名に加えて顧問契約を締結している外部の公認会計士 2 名の 3 名体制で実施いたします。

（主管部門）

内部監査室

（スケジュール）

2024 年 12 月期に顧問契約を締結いたしました。2025 年 1 月から外部顧問 2 名を含めた 3 名体制で内部監査（J-SOX）を実施いたします。内部監査（J-SOX）の評価手続については、社内の内部監査室 1 名が実施し、外部顧問がサポート及びレビューを実施いたします。外部顧問の公認会計士 2 名が、週次によるグループ戦略会議への出席、CFO と CEO とのミーティングへの出席を行い、会計支援業務等の当社経理業務全般の支援を行うため、当社のビジネス内容や経理業務の理解を深めることが出来る

ことから、内部統制（J-SOX）の支援についてもより効果的に行えることが出来ると判断いたしました。

なお、再発防止策の実施状況については、以下の項目を全社的観点における決算財務報告プロセスのコントロールとして追加し、2025年3月までに監査を実施する予定であります。

- ① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化
- ② 管理部門の強化
- ③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化
- ④ 役員によるモニタリング機能の強化

【実施・運用状況】

2024年12月期の内部監査（J-SOX）においては、J-SOXの評価業務を外部の会計コンサルタント会社に委託しており、社内のレビューについては、2025年1月から当社顧問2名を含めた3名体制（再発防止策の実施前は、社内のレビューを内部監査室担当者1名で実施していました。）で実施いたしました。再発防止策の実施状況については、改善報告書に記載の4項目を全社的観点における決算財務報告プロセスのコントロールとして追加し評価を行いました。なお、2024年12月期は、上記③の内「契約管理に関するルール」については、整備されたのが2025年1月31日であるため、評価項目に含まれておりません。2024年12月期の財務報告に係る内部統制の評価結果については、当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断し、監査法人Ks Lab. から全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの評価結果を受けました。

当社の内部監査室担当者は、主に資料の内容確認・整合性のチェックを実施し、当社顧問は、J-SOXのリスクコントロールマトリックスや証憑のレビュー、監査法人対応を中心に実施し、2024年12月期のJ-SOX監査は完了いたしました。

2025年12月期の内部監査（J-SOX）についても、評価業務を外部の会計コンサルタント会社に委託しており、内部監査室担当者が資料の内容確認・整合性のチェックを実施することに加え、引き続き当社顧問が関与し、リスクコントロールマトリックスや証憑のレビュー、監査法人対応を実施いたします。現在進捗しているJ-SOXの年間計画及び評価範囲については当社顧問のレビューを受けました。その上で、2025年4月に監査法人とJ-SOXのキックオフミーティングを実施し、評価範囲について、合意を得ました。なお、2025年12月期の内部監査（J-SOX）においても、上記①～④の項目については、整備・運用状況の評価範囲に含めて評価を実施してまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

・社内勉強会の実施

グループマネジメント部連結チームにおいて対面又はオンラインミーティングの開催形式により勉強会を実施いたします。

内容は、当社CFOが連結や開示の改正点等について、経理担当者に共有いたします。具体的な内容は、連結決算に係る事項（投資と資本の相殺消去等の連結仕訳の仕組みの理解）、開示に係る事項（四半期決算・本決算ごとの会計留意事項の理解、新たに適用される会計基準の理解）について行います。勉強会の実施状況についてはJ-SOXの全社統制の中でエビデンスとして残すことにより、J-SOX、内部監査で評価できるようにいたします。また、経理担当者の勉強会の内容に係る習熟度は、OJTの中で理解度の確認を図ってまいります。

（主管部門）
当社管理部門
（スケジュール）

実施開始日は、2024年11月以降、年4回（3か月に1度）行います。

【実施・運用状況】

当社は、下記のとおり、グループマネジメント部連結チーム及びグループマネジメント部個別経理担当者を対象としてオンラインミーティングの開催形式により勉強会を実施いたしました。勉強会では、CFOが2024年12月期決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項及び当社の2025年12月期に影響がある、2025年3月期決算の会計処理に関する留意事項について、会計基準の改定内容や有価証券報告書の記載事項の改定内容を中心に説明を行い、会計基準等のアップデートを実施いたしました。当該勉強会に実施した事項は、日常業務やOJTを通じて当社管理部門の担当者の会計基準の理解度が高まったと判断できるため、CFOは、当社管理部門の担当者の習熟度が上がっていると評価いたしました。また、2024年12月期のJ-SOXにおいて、勉強会の実施状況をJ-SOXの全社統制のエビデンスとして残すことにより、J-SOXの評価項目として評価いたしました。

開催日	参加者	主な内容
2024年12月25日	CFO、グループマネジメント部連結チーム担当者1名、個別経理担当者1名	2024年12月期決算会社の有価証券報告書の開示に関する留意事項

2025 年 4 月 17 日	CF0、グループマネジメント部連結チーム担当者 1 名、個別経理担当者 1 名	2025 年 3 月期決算の会計処理に関する留意事項
2025 年 7 月 8 日	CF0、グループマネジメント部連結チーム担当者 1 名、個別経理担当者 1 名	「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等の解説

③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化 (1 (4) ③に対応)

【改善報告書に記載した改善策】

・開発プロジェクトについて管理のための社内ルールの整備
ゲーム制作等の開発プロセスにおいて、会計上要求される論点を整理したうえで判断基準の社内ルール（企画・開発から販売までのビジネスフローにおいて、いつ・どのマイルストーンで、何を、どの会議体で・誰が、どのような証憑をもって議論し、承認を得るのか等）を定め、当該ルールに基づき会計処理を行うよう社内ルールを整備いたしました。社内ルールの制定においては、専門的知見を有する外部顧問 2 名（公認会計士）を活用いたしました。

開発プロジェクトの管理ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

・開発プロセスの各段階における要求事項の明確化
開発プロセスを区分し、プロセスごとの要求事項を定めました。
主な内容は、以下のとおりであります。

・プロジェクトの発議
サービスの主なターゲット、対象地域と言語を定め、開発期間と開発の詳細予算を作成し、理事会で発議を行い、理事会議事録を記録いたします。

・α 版の開発
開発計画を考慮し、必須項目の開発を進めます。開発期間及び費用の変更が生じた場合、変更に関する内容を理事会で承認を得る必要があります。

・CBT（クローズド β テスト）
短期プレイ可能なコンテンツ内容に限定された地域とユーザーにテストを行った後、ログの収集とユーザーのアンケートを通じてサービスの状態を確認し、CBT 結果（リテンションレート等の主要な評価指標の予測数値と実績数値）に基づき、CBT 評価会議を実施いたします。また、CBT 評価会議議事録を記録いたします。

・開発発議の承認機関の明確化
プロジェクトの開発発議は、理事会で承認を得るものとしました。

・会計処理については、会計方針書に基づき会計処理を行う旨の明文化
自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルール及び研究開発費の範囲についての社内ルールに従い会計処理することを明文化いたしました。

（主管部門）
当社管理部門
（スケジュール）
開発プロジェクトについての社内ルールについて外部専門家を活用し 2024 年 12 月に策定いたしました。また、社内ルールについては、韓国語版を作成し、子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

【実施・運用状況】

（開発プロセス管理規程の策定）

改善報告書に記載のとおり、2024 年 12 月に開発プロセス管理規程（開発プロジェクトについて管理のための社内ルール）（日本語版・韓国語版）を策定し、当社及び子会社のポータルサイト（掲示板）に掲載するとともにメールで周知し、また、従業員がアクセスできるフォルダ等に格納しいつでも閲覧可能にしました。

（開発プロジェクトについて管理のための社内ルールの運用）

当該規程は、開発プロセスを 12 段階のプロセスに区分し、ブレインストーミング・アイデーションを行いサービスアイデアを創出する段階（第 1 プロセス段階）、アイデアを形にするプロトタイプ作成段階（第 2 プロセス段階）を経て、開発プロジェクトの予算を理事会で決議するプロジェクト発議段階（第 3 プロセス段階）から本格的な開発プロセスを進めていくルールとなっております。当社グループは、当該規程を 2024 年 12 月期の決算から適用しております。2024 年 12 月期は、Glab において、新規プロジェクトを開始しましたが、プロジェクトの発議までには至っておりません。また、2025 年 12 月期においても Glab の上記プロジェクトが継続しておりますが、プロジェクトの発議までには至っておりません。また、Gala Mix Inc. によるアプリ開発、ROAD101 Co., Ltd. による新しい技術開発においても、当該規程が適用される開発は 2024 年 12 月期及び 2025 年 12 月期第 1 四半期において発生しておりません。

【改善報告書に記載した改善策】

・プロジェクト予算についての実績との比較・モニタリングルールの策定

プロジェクトの予算について、実績と比較して分析（予実分析）するルールやプロジェクトの総原価の把握、プロジェクトを延長する場合やプロジェクトの総原価が当初の予算を超過する場合のルールを整備いたしました。プロジェクトを延長する場合は、取締役会の報告事項としてプロジェクトの状況（延長する理由、プロジェクト予算とプロジェクト総原価比較等を含む）をプロジェクト責任者である該当子会社の CEO が取締役会で報告することといたしました。さらに、プロジェクトの総原価が当初の予算を超過する場合、プロジェクトに係る予算を見直しの上、再度、プロジェクトを継続するか終了するかについてプロジェクト責任者である該当子会社の CEO が説明した上で取締役会の承認を得るものといたしました。予算と実績の差異については、現状、グループ CEO、各社 CEO 及び CFO 等が参加しているグループ戦略会議において、毎週、報告されており、重要な差異が生じている場合は、差異理由を確認しております。これに加えて、新たに年度ごとにプロジェクトごとの予算と実績の分析を各社の管理部門で行い、重要な差異が生じた場合の理由について、各社 CEO が取締役会で報告することによりモニタリングが行われる仕組みを 2024 年 12 月に制定いたしました。上記の手続きにより、開発内容の変更に合わせて事業計画の見直しについて、取締役会において適切に議論されるものと判断しております。

（主管部門）

当社管理部門・Glab 管理部門

（スケジュール）

取締役会規則及び予算管理規程の改定を 2024 年 12 月に行い、2024 年 12 月期の予算と実績（見込額）の差異分析を 2024 年 12 月の取締役会で実施いたしました。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

【実施・運用状況】

（予算管理規程の改定）

2024 年 12 月 18 日開催の取締役会において、予算管理規程を改定し、以下のルールを追加いたしました。

・プロジェクト予算の編成

予算の編成において、①売上計画及び②利益計画については、原則として、プロジェクトごとに予算（以下、「プロジェクト予算」という）を編成する。

・予実分析

プロジェクト予算については、年度末に予算と実績の差異を分析し、重要な差異が生じた場合の理由等について取締役会で報告する。

・複数年にわたるプロジェクト

複数年にわたるプロジェクトについては、当該プロジェクトのプロジェクト開始時からのプロジェクト期間の総原価（実績数値）を集計する。また、重要な差異が生じた場合の年度末に係る報告はプロジェクト期間を通じた予算実績差異分析を報告するものとする。

・予算超過の場合

プロジェクトの総原価が当初の予算を超過する場合は、プロジェクトに係る予算を見直しの上、再度、プロジェクトを継続するか終了するかについて取締役会の承認を得るものとする。

・プロジェクト期間の延長

プロジェクト期間を延長する場合は、プロジェクトの状況（延長する理由、プロジェクト予算とプロジェクト総原価比較等を含む）を取締役会で報告するものとする。

また、当該規程については、当社の役職員にメールで周知するとともに、ポータルサイトへの掲載及び従業員がアクセスできる社内規程ファイルサーバに格納いたしました。

（予算と実績差異の分析）

予算と実績差異の分析については、従来から行っている週次での予実差異分析に加えて、年度末の年間数値（直近月は見込数値）について、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期の各社の予算と実績の差異について、報告を行いました。当該取締役会において、会社ごとの予算実績差異分析に加えて、売上・費用（売上原価及び販売費及び一般管理費）については、各社のプロジェクトごとの差異要因の分析を実施し、重要な差異が生じていた売上について CFO が説明を行いました。なお、予算超過案件は発生いたしませんでした。当社の制度として差異分析の報告を年度末のみで実施することとした理由は、以下のとおりです。

・プロジェクト総原価の実績が予算を超過するかどうかの判断は、月次で予算数値と実績数値と比較して判断するのではなく、プロジェクト全期間を通じた現時点の見込み数値（現時点までの実績及び残りの期間の見込み数値）が予算数値を上回るかどうかの判断を行うため、月次では精緻なプロジェクトの予実分析は実施していない。

・四半期ごとにプロジェクトごとの予算と実績の差異分析を実施しているため、大きな乖離が生じている場合は、把握することができる。

・開発案件等の進捗状況については、大幅な進捗の遅延や予算に比べて多額の外注費等の発生が生じた場合は、各社 CEO がリアルタイムで理解しており、グループ戦略会議で報告することにより、状況共有が行われている。

・そのため、上記のようなプロジェクトの大幅な遅延や多額の外注費等の発生によりプロジェクト総原価が予算を超過することが見込まれる場合は、プロジェクト原価の実績数値の精査を行い、予算を超過するかどうかの判定を期中で実施できる。

なお、2025 年 12 月期より、プロジェクトごとの予算と実績差異分析の容易化を図ることを目的として、予算編成と実績管理のためのフォーマットについて、プロジェクト単位で予算及び実績を記入出来るように改定を行いました。これにより、今後は、プロジェクトごとの予算管理をより適切に行ってまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

・重要な契約書の法務レビュー及び契約状況の把握・管理

当社は、現状行われている契約書台帳による契約書の管理や顧問弁護士による法務レビューを引き続き行っていきます。Glab は、Glab 管理部門において、契約書の管理について重要性の高低にかかわらず契約状況の把握・管理を適切に行っていきます。具体的には、契約書の適切な承認プロセスの徹底及び契約管理台帳による契約書の適切な保管を行っていきます。これに加えて、複雑な取引や新しいビジネスに係る取引等で法的見解の確認が必要な取引に係る重要な契約書の締結について、当社の顧問弁護士の法務レビュー以外に Glab においても顧問弁護士契約締結の検討又は契約の都度、社外の弁護士を活用し法務レビューを行います。

また、重要な契約書に係る検討（法務・会計）体制及び検討プロセスを整備し、検討結果を文書化することの社内ルールを整備いたします。その上で、必要に応じて弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家を活用し、重要な契約に係る法務及び会計・税務に係る論点を整理し、法的見解書（メモランダム）、ポジションペーパー等の作成を行い、取締役会で担当取締役又は CFO が説明を行ってまいります。また、担当取締役又は CFO が監査法人等の外部への説明を行ってまいります。

重要な契約書に係る検討（法務・会計）は、具体的には、当社管理部門と各社管理部門が連携し、法的見解書（メモランダム）、ポジションペーパー等の要否を検討し、必要に応じて外部弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家に会計・税務に係る論点に係る資料の作成を依頼いたします。その上で、当該資料が重要な会計論点である場合は、当社取締役会において報告を行い、取締役会によるモニタリングを実施いたします。また、当社管理部門も当社取締役会で承認・報告される契約のように重要な契約書については、必要に応じて子会社の契約書を入手し、契約状況の把握を行ってまいります。

Glab 以外の子会社において、重要な契約書は、国内子会社は必要に応じて当社の顧問弁護士の法務レビューを実施し、海外子会社は、必要に応じて外部弁護士等の法務レビューを実施いたします。

子会社の重要な契約書に係る検討（法務・会計）における外部専門家の活用に係る重要性の基準は設けておりませんが、主に子会社の取締役会決議事項の内、当社（親会社）の事前承認が必要な案件で、かつ、複雑な取引や新しいビジネスに係る取引等で法的見解の確認が必要な取引を想定しております。

（主管部門）

当社管理部門・Glab 管理部門

（スケジュール）

2025 年 1 月に Glab における顧問弁護士又は弁護士事務所の選定を行います。また、社内ルールについては、2025 年 1 月に整備し、当社及び子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底いたします。重要な契約書に係る契約状況の把握・管理については、2025 年 2 月より実施いたします。

【実施・運用状況】

（契約管理に関するルール）

2025 年 1 月 31 日付で「契約管理に関するルール」を制定し、当社及び子会社のポータルサイト（掲示板）に掲載するとともにメールで周知し、また、従業員がアクセスできるフォルダ等に格納しいつでも閲覧可能にしました。本ルールでは、以下について定めております。

・契約書管理

当社グループ各社は、各社で定められた契約書の適切な承認プロセスの徹底及び契約管理台帳による契約書の適切な保管を行わなければならない。

・法務レビュー

当社グループ各社は、新規契約及び重要な契約の締結に当たり、当該ルールに定められた法務レビューを受けるものとする。

・重要な取引等における法規制・許認可についての確認

当社グループ各社は、新規ビジネスを開始する場合や複雑な取引を行う場合で、かつ、法的見解の確認が必要な重要な取引を行う場合、当該重要な取引等における法規制・許認可について、弁護士の確認を要する。

・重要な契約書に係る法務・会計の検討

当社グループ各社は、重要な契約書を締結する場合は、当社管理部門と各社管理部門が連携し、法的見解書（メモランダム）、ポジションペーパー等の要否を検討し、必要に応じて外部弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家に会計・税務に係る論点に係る資料の作成を依頼し、検討結果を文書化するものとする。当該資料が重要な会計論点である場合は、当社取締役会において報告を行い、取締役会によるモニタリングを実施する。

・重要な契約書の状況把握

当社取締役会で承認・報告される契約のような重要な契約書については、当社は、必要に応じて子会社の契約書を入手し、契約状況の把握を行うものとする。

（法務レビューに係る体制強化）

・当社

従来から新規契約締結時に行っている顧問弁護士による法務レビューを引き続き行っておりますが、韓国国内での取引等の契約に対応するため、2025年5月に韓国実務に詳しい韓国人の弁護士と顧問弁護士契約を締結いたしました。発生状況については、当社管理部門が契約管理台帳を作成し管理するとともに、当社取締役会事務局（CFO 及び担当者）で法務レビューの有無を確認しております。

・Glab

新規契約書は、原則として、Megazone Cloud Corporation 法務チームの弁護士の法務レビューを受けることその他、2025年5月にGlabの顧問弁護士として、韓国法律事務所と顧問弁護士契約を締結いたしました。これにより今後、契約の法務レビューの他、契約に係る相談等を実施してまいります。発生状況については、ガーラコリア支店管理部門が契約管理台帳を作成し管理するとともに、当社取締役会事務局（CFO 及び担当者）で法務レビューの有無を確認しております。

・その他国内子会社

重要な契約（※）については、原則として、当社の顧問弁護士のレビューを行うとされており、該当する契約については、当社顧問弁護士のレビューを受けました。発生状況については、子会社管理部門が契約管理台帳を作成し管理するとともに、当社取締役会事務局（CFO 及び担当者）で法務レビューの有無を確認しております。

・その他海外子会社

重要な契約（※）については、原則として、当社の顧問弁護士又はGlabの顧問弁護士のレビューを受けるとされておりますが、該当する契約は現状発生しておりません。発生状況については、ガーラコリア支店管理部門が契約管理台帳を作成し管理するとともに、当社取締役会事務局（CFO 及び担当者）で法務レビューの有無を確認しております。

（※）当社の取締役会の事前承認が必要な案件が該当

（契約管理に関するルール の運用）

契約管理については、当社グループ各社は、各社で定められた契約書の適切な承認プロセスの徹底及び契約管理台帳による契約書の適切な保管を行っており、当社グループ会社の各管理部門において、適宜、契約管理台帳をレビューすることにより運用状況の適切性を確認しております。

法務レビューについては、当社グループ各社で定められた法務レビューを適切に実施しております。なお、重要な取引等における法規制・許認可の確認が必要な取引及び重要な契約書に係る法務・会計の検討が必要な取引については、当社ガーラコリア支店管理部門及び国内子会社の管理部門がCFOとメール・電話会議等で確認を行い、CFOが要否を判断しておりますが、現状、事案は発生しておりません。

④ 役員によるモニタリング機能の強化（1（4）④に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

・重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程の整備

四半期及び期末決算における決算承認の取締役会において、議長であるキム ヒヨンス代表取締役グループCEOが決算補足説明資料を説明し、決算内容について共有が行われております。また、グループ戦略会議において、重要な減損損失の計上等の重要な会計論点については、CFOが適宜報告を行っております。

しかしながら、取締役会規則において、重要な会計論点（例えば重要な減損損失の計上、繰延税金資産の回収可能性）について、決議事項又は報告事項とされておらず、取締役会において、重要な会計論点について十分な議論が行われないことが考えられるため、2024年12月に、取締役会規則を改

定し、重要な会計論点については報告事項とする改定を行いました。また、規程の改定に伴い、実際に、決算承認の取締役会においては、重要な会計論点について、十分に議論を行うことにより他の役員がモニタリング機能を発揮できるようにいたします。また、J-SOX、内部監査においても、上記のモニタリングが適切に行われていることを全社的観点における決算財務報告プロセスのコントロールとして追加し、評価を行っていきます。

このように重要な会計論点を取締役会で議論することにより他の役員によるモニタリング機能を発揮できるようにすることは、本事案が重要な会計論点として認識されず、当時の取締役会で議論する土俵にさえ上がらなかった反省として、重要な会計論点は、取締役会で議論すべきことを定め、取締役会で実際に議論していく中で、役員の会計基準等の遵守に向けた意識の向上をも図っていくことを意図したものであります。

(主管部門) 取締役会

全体の取りまとめはキム ヒヨンス代表取締役が行い、重要な会計論点の説明は、CFO が行っていく予定です。

(スケジュール)

2024 年 12 月の取締役会で取締役会規則を改定し、重要な会計論点について報告事項とするプロセスを構築いたしました。また、2024 年 12 月期の決算に係る重要な会計論点についての十分な議論を 2025 年 2 月開催の取締役会までに実施し、評価を行っていきます。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

【実施・運用状況】

(取締役会規則の改定)

「(1) 再発防止に向けた改善措置 (実施済みのものを含む。) ① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化」【実施・運用状況】に記載のとおり、取締役会規則を改定し、会計上の重要論点に係る事項を取締役会での報告事項とし、当該規程については、当社の役職員にメールで周知するとともに、ポータルサイトへの掲載及び従業員がアクセスできる社内規程ファイルサーバに格納いたしました。

(取締役会における重要な会計論点のモニタリング)

「(1) 再発防止に向けた改善措置 (実施済みのものを含む。) ① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化」【実施・運用状況】に記載のとおり、2025 年 2 月 14 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期の会計上の重要論点として、CFO が「連結子会社ののれんの減損損失の計上」について報告を行いました。当該会計論点について、監査役 1 名から本件に関して監査法人と意見の違いや議論になったことはあるかについて質問がされ、CFO から、監査法人から意見の相違は出ておらず、同意している旨を回答いたしました。

⑤ 適用する会計基準の統一 (1 (4) ⑤に対応)

【改善報告書に記載した改善策】

・ IFRS 任意適用の検討

当社の主たる子会社である Glab や、IFRS 上の親会社である Megazone Cloud Corporation が韓国の会社であることから、当社の日本における管理部門としての機能の強化及び海外子会社の管理部門と十分に連携を行う体制の構築が必要であると考えおります。当社グループで適用される会計基準を IFRS に統一することにより、複数の会計基準が混在することによる複雑性を解消し、また、Megazone Cloud Corporation と同一の会計基準であることから会計及び監査の効率性を図れるように 2026 年 12 月期から IFRS を任意適用することを目標に IFRS の任意適用について検討いたします。

(主管部門)

当社管理部門・Glab 管理部門

(スケジュール)

2026 年 12 月期から IFRS を適用することを目標に 2025 年 12 月までに IFRS の任意適用について検討いたします。

【実施・運用状況】

(IFRS 任意適用の検討)

当社は、IFRS 任意適用について、2025 年 3 月に会計アドバイザーと打ち合わせを行い、IFRS の導入時期のパターン、導入に当たって検討しなければいけない事項及び導入費用等についての説明を受けました。当該打ち合わせを受けて、IFRS の導入時期、費用について、当社顧問を含めて、キム ヒヨンス代表取締役グループ CEO、CFO の間で議論を継続しております。一方で、IFRS 上の親会社である Megazone Cloud Corporation の会計監査人が 2024 年 12 月期から交代となったことから、グループ監査の観点から当社も親会社の会計監査人と同一のメンバーファームの会計監査人に交代することのメリット・デメリットを当社及び Megazone Cloud Corporation と協議を行っております。IFRS 任意適用に当たっては、会計監査人と協議を行いながら、導入を行うことが効率的であることから、当社の会計監査

人の交代も選択肢の一つとして並行して検討しております。今後も引き続き、2026年12月期からIFRSを適用することを目標に2025年12月までにIFRS任意適用の可否について決定できるように議論を継続してまいります。

なお、仮に、当社が2025年12月までにIFRSの任意適用を行わないことを決定した場合であっても、今回の不適正開示の発生原因の一つである、「複数の会計基準の混在による複雑化」に対しては、以下のような対処に加え、現在実施中の再発防止策を継続していくことにより不適正開示の再発防止を行っていく方針であります。

- ・勉強会

当社管理部門及び当社コリア支店管理部門を対象に、連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一について規定した実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」について、オンライン形式又は対面形式でCFOを講師として共同で勉強会を年2回実施し、在外子会社が適用する会計処理について理解をより深める。

- ・IFRSセミナーの受講

当社管理部門を対象に、監査法人又は外部アドバイザーによりIFRSについてのセミナーを定期的に受講し、IFRSの知識をより深める。

【改善報告書に記載した改善策】

- ・Glabにおける会計処理の適切性に係るモニタリング

IFRSにおける会計上の重要論点（新しい仕組みの取引、多額な取引、リスクがある取引等を想定しております）について、当社のその他の関係会社であるMegazone Cloud Corporationの管理部門に在籍する公認会計士とも協議を行い、会計処理の適正性についてモニタリングを実施いたします。Megazone Cloud Corporationと協議を行うのは、同社はIFRS適用企業であり、IFRS上は当社の親会社に該当するため、IFRS上の重要な会計論点については同一の会計方針を採用する必要があることから同社の連結決算にも関わるためであります。当該運用は、当社管理部門・Glab管理部門とMegazone Cloud Corporation管理部門とで行っているウィークリーミーティングで会計事象についての議案の情報共有を行い、会計上の重要論点と認められた場合は、会計上の検討が必要な事項について当社のCFOと公認会計士の資格を有しているMegazone Cloud Corporation財務部グループ長とで協議を行います。また、ウィークリーミーティングの議事録については、キム ヒョンス代表取締役グループCEO及びMegazone Cloud Corporationの理事CFOにも共有いたします。

（主管部門）

当社管理部門・Glab 管理部門

（スケジュール）

ウィークリーミーティングは、2024年10月から行っております。

【実施・運用状況】

（ウィークリーミーティングの開催）

当社は、2024年10月からMegazone Cloud Corporationとウィークリーミーティングを実施しており、月次業績数値や資金繰りを報告するとともに、会計上の論点について、協議を行い、モニタリングを受けております。また、IFRS導入について、会計アドバイザーの見積書を共有し、IFRS導入の方向性について協議しております。なお、2025年3月より、当社とMegazone Cloud Corporationとの間で、月次業績数値、資金繰りや会計論点についての理解が進んだことから当社とMegazone Cloud Corporationとウィークリーミーティングは原則として隔週開催となりました。

・会計上の重要論点の協議

開催日	参加者	主な内容
2024 年 10 月 11 日	Megazone Cloud Corporation 財務部グループ長、連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、 当社グループ CEO、CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者	賃貸不動産取得に係る、会計上、税務上の論点把握
2024 年 12 月 23 日	Megazone Cloud Corporation 財務部グループ長、連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、 当社グループ CEO、CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者	のれんの減損について
2025 年 2 月 3 日	Megazone Cloud Corporation 財務部グループ長、連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、 当社グループ CEO、CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者	のれんの減損について
2025 年 5 月 26 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、当社支店経理責任者、当社支店経理担当者 1 名	Megazone Cloud Corporation の親会社の該当性について

・IFRS 導入検討の協議

開催日	参加者	主な内容
2025 年 1 月 6 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、当社グループ CEO、CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者	IFRS 任意適用の検討と Glab 管理部門の人員体制の見直し検討
2025 年 2 月 10 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、当社 CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者、当社支店経理 1 名	IFRS 任意適用の検討の進捗状況の確認
2025 年 2 月 17 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、当社グループ CEO、CFO、グループマネジメント部 1 名、Glab 経理責任者、当社支店経理 1 名	Megazone Cloud Corporation に提出する当社グループ IFRS 財務諸表の対応体制の明確化
2025 年 4 月 28 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、Glab 経理責任者、当社支店経理 1 名	IFRS 導入費用見積もりと方針確認
2025 年 5 月 26 日	Megazone Cloud Corporation 連結会計チーム長、連結会計チーム 1 名、当社支店経理責任者、当社支店経理担当者 1 名	IFRS 導入方針最終確認とコスト整理

(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

当社は、この度の不適切な会計処理により過年度の決算を訂正するとともに、2024 年 12 月期第 2 四半期における決算発表及び半期報告書等の開示書類の提出を遅延させたことにより、株主様をはじめ当社関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、このような事態を繰り返すことのないよう改善報告書記載の再発防止策を実施し、運用してまいりました。当社としては、その成果は着実に現れてきていると評価しております。今後も継続的に改善を図ってまいります。当社は、今後とも上場企業にふさわしい内部統制の構築とガバナンスの強化を図り、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

以上